

障害者差別解消支援地域協議会について

○平成28年4月の障害者差別解消法の施行にあわせて、法に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」を整備

【障害者差別解消法】

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 (略)

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2～4 (略)

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

→内閣府からは、以下の機能を有した協議会の設置が求められている。

「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き」より

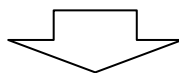
【設置目的】

○地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織

【所掌事務】

○障がい者差別の解消のための以下の業務

- ・複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関が対応した事案の共有
- ・障がい者差別に関する相談体制の整備、障がい者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ・構成機関等におけるあつせん・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- ・障がい者差別の解消に資する取組の周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発



○内閣府から求められている機能を担う組織として、既に本県においては、障がい者施策全般について協議する「岐阜県障害者施策推進協議会」が設置されている。

【岐阜県障害者施策推進協議会所掌事項】

- ①県障がい者計画策定にあたって意見を述べること
- ②県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること
- ③県における障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること

○また、協議会メンバーとして国が求める構成（関係機関団体（当事者団体、教育、福祉、医療・保健、事業者、法曹等）、学識経験者、行政（国の機関、地方公共団体））についても、既存の「岐阜県障害者施策推進協議会」とほぼ重なっており、既存の組織に当該協議会の役割を持たせたほうが効率的である。

【岐阜県障害者施策推進協議会メンバー】

区分	所 属	職 名	氏 名	分 野
学 識	岐阜大学教育学部	教 授	池谷 尚剛	教 育
	岐阜県臨床心理士会		大森 智子	臨床心理・相談支援
	岐阜経済大学	教 授	佐藤八千子	福 祉
	岐阜大学医学部	准 教 授	西村 悟子	医 療
	岐阜県医師会	常務理事	堀部 廉	医 療
	岐阜県議会	厚生環境委員長	山本 勝敏	県議会(厚生環境)
障 がい 者 団 体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会 長	松井 逸朗	身体障がい
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	理 事	前田 光雄	視覚障がい
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会 長	水野 義弘	聴覚障がい
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	常務理事	安藤 晴美	難病関係
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	理 事	日比奈緒美	身体障がい
	岐阜県特別支援学校PTA連合会	会 長	平澤 昌姫	障がい児教育
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理 事 長	柴田 勇夫	知的障がい
	岐阜県知的障害者支援協会	会 長	小坂 孫次	知的障がい
	岐阜県自閉症協会	会 長	水野佐知子	発達障がい
	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理 事 長	中村 剛	精神障がい
行 政	岐阜労働局	職業安定部長	渡邊 泰彦	労働行政
	岐阜障害者職業センター	所 長	川名 信夫	障がい者雇用
	岐阜県市長会	本巢市長	藤原 勉	市町村行政
	岐阜県町村会	池田町長	岡崎 和夫	市町村行政

※なお、障がい者の差別に関する紛争解決に関しては別途調整委員会を設置するため、調整委員会と連携し、それを補完する役割さえ持てればよい。

■本県としては、新たな組織は設置せず、「岐阜県障害者施策推進協議会」を「障害者差別解消支援地域協議会」と位置付け、障がい者の差別解消に関する事項も所掌することとする。

※現行の所掌事務に、「障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議や関係機関との連絡調整」があり、県の障がい者差別解消に関する取組は、「障がい者に関する施策」に含まれるため。

■なお、協議会の構成員は変更せず、障がい者の差別解消に係る事項を協議するうえで必要な場合は、その都度関係者その他専門家等と呼ぶこととする。